

岩手県告示第326号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和元年岩手県告示第374号）で公示した公共測量を終了した旨岩手町長から次のとおり通知があった。

令和2年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 岩手郡岩手町沼宮内地区
- 2 実施した期間 令和元年10月3日から令和2年3月24日まで
- 3 実施した公共測量の種類 修正数値図化レベル2500